

お母さんと生まれてくる赤ちゃんのために

歯科健診を受けましょう



妊娠中の口の中は、ホルモンの変化により歯肉に炎症を起こしやすく、また、つわりの影響で口の中が不衛生になりやすいため、むし歯や歯周病にかかりやすくなります。

お母さんのお口のトラブルは、赤ちゃんに悪影響を及ぼすことがあります。歯科健診を受け、口の中の環境を整えて出産にのぞみましょう。

赤ちゃんへの影響

【早産・低出生体重児の出産】

歯周病菌が血液中に入って子宮内で炎症を起こしたり、歯周病の炎症によって生じる物質が血液中に増えることにより、子宮の収縮を早め、早産や低出生体重児の出産を引き起こしやすくなります。

重度の歯周病にかかっている妊娠中の女性は、早産や低出生体重児の出産を引き起こす危険性がそうでない女性の約 7 倍になると言われています。

子宮の収縮

・炎症関連物質
・歯周病菌

【むし歯】

生まれたばかりの赤ちゃんのお口の中にはむし歯菌はいませんが、やがて周囲の人のむし歯菌が唾液などを介して、赤ちゃんのお口に入ってきます。

赤ちゃんと接する機会の多いお母さんにむし歯があると、赤ちゃんへの感染が起こりやすくなります。

妊婦歯科健康診査のご案内は裏面をご覧ください



妊婦歯科健康診査のご案内



- 対象 象 長野市内に在住の妊婦の方
- 受診回数 妊娠期間中に1回
(できるだけ妊娠20週頃までの体調の良い時期に受けましょう)
- 受診費用 無料
(健診の結果、治療が必要となった場合の費用は、保険診療での自己負担となります)
- 健診内容 問診・口腔内検査(歯の状況、歯周病の状況、清掃状況等)・
歯科保健指導

■実施医療機関



◀左のQRコードを読み取り、長野市ホームページをご覧ください

- 受診方法 受診の際は、実施医療機関に予約をし、受診券と母子健康手帳(医療機関で、健診結果等を記入します)を持参のうえ、受診してください。
- 受診券 窓口で交付された妊婦一般健康診査受診票1枚目の受診状況チェック表が、妊婦歯科健康診査の受診券を兼ねています。
- 注意事項

- ・受診券は、実施医療機関のみでの使用となります。
- ・実施医療機関は、年度途中で変更になる場合がありますので、詳しくは長野市ホームページでご確認ください。
- ・受診券は、出産後は使用できません。
- ・他の市町村へ転出された場合は、受診券の使用はできません。

妊婦一般健康診査受診状況チェック表 兼 妊婦歯科健康診査受診券 長野市						
交付番号	31健康課1	交付年月日	平成31年04月01日			
受診者名	保健 健康	生年月日	平成01年02月03日			
(空白のマスが健診時期の目安です)						
回数	健診実施(予定)日	実施した健診				
		基本	追加①	追加②	追加③	超音波
1	年 月 日					
2	年 月 日					
3	年 月 日					
4	年 月 日					
5	年 月 日					
6	年 月 日					
7	年 月 日					
8	年 月 日					
9	年 月 日					
10	年 月 日					
11	年 月 日					
12	年 月 日					
13	年 月 日					
14	年 月 日					

【妊婦歯科健康診査】

実施日 年 月 日 医療機関名

※実施した健診にチェックし、健診の受診状況の控えとしてご利用ください。
【お問い合わせ先】長野市保健所健康課母子保健担当
Tel 026-226-9963